

**「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」  
取りまとめ報告書（案）**

令和2年12月  
裁判員制度の施行状況等に関する検討会

## 「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」取りまとめ報告書

第1	はじめに	1
第2	「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」設置の趣旨及び開催状況	1
1	「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」設置の趣旨	1
2	検討会の開催状況	1
第3	裁判員制度の施行状況等の把握及び検討項目の整理	2
1	裁判員制度の施行状況等の把握	2
2	検討項目の整理	2
第4	各検討項目についての意見交換	3
1	平成27年改正法により設けられた制度の在り方	3
2	対象事件の範囲の在り方	5
3	公判及び公判前整理手続の在り方	6
4	評議・評決の在り方	15
5	上訴審の在り方	17
6	犯罪被害者等に対する保護・配慮の在り方	18
7	裁判員の守秘義務の在り方	20
8	裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置	23
9	その他	26
第5	終わりに	28

### (添付資料)

- 資料1 裁判員制度の施行状況等に関する検討会委員名簿
- 資料2 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第37号）に対する附帯決議（衆議院法務委員会）、同附帯決議（参議院法務委員会）
- 資料3 裁判員制度の施行状況等に関する検討会の開催状況
- 資料4 法曹三者の委員による裁判員制度の運用における取組等に関する報告について
- 資料5 ヒアリングにおける発言要旨
- 資料6 検討事項
- 資料7 平成27年改正法の概要

## 第1 はじめに

「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第3項に基づいて政府が改正法施行から3年経過後に行うこととされている制度の施行状況等についての検討に当たり、幅広く国民の意見を反映するため、平成31年1月に法務省に設けられたものであり、これまで約2年にわたり、改正法により導入された制度を含む裁判員制度の施行状況等の把握に努めるとともに、法制・運用の両面にわたり幅広く意見交換を行ってきた。

その結果、当検討会としては、検討すべき論点について意見交換を尽くしたと考えるに至ったことから、これまでの検討状況を取りまとめることとし、その検討した内容を広く国民にも共有することが裁判員制度の定着に資するものと思われることから、これを公表することとしたものである。

## 第2 「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」設置の趣旨及び開催状況

### 1 「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」設置の趣旨

改正法附則第3項は、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。」と規定している。

法務省は、改正法附則に基づく検討作業を行うに当たり、幅広く国民の意見を反映する必要があると考え、平成31年1月、裁判員制度の運用に携わる法曹三者の実務家や刑事法の研究者といった専門家のほか、各界の有識者を含む11名の委員（現時点における委員は資料1のとおり。）から成る「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」を設けた。本検討会は、事務当局と密接に意見交換を重ねながら、その検討作業に必要な協力をするものとされた。

### 2 検討会の開催状況

第1回会合において、当検討会の検討対象となる事項は、改正法附則第3項の趣旨に鑑み、現行の裁判員制度の枠組み及びその運用に関わる事項を中心に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）の施行状況とそれを踏まえた対応の在り方等であることが確認された。

また、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会の附帯決議（資料2）において、改正法附則第3項に基づく検討に当たっては、裁判員経験者、犯罪被害者、法廷

通訳人等の裁判員裁判関係者の意見が反映されるよう配慮することとされたことを踏まえ、裁判員裁判の施行状況等についての最高裁判所からの説明や裁判員制度の運用における法曹三者の取組等についての報告を経た上で、裁判員裁判関係者からのヒアリングが行われることとなった。

以上を踏まえ、当検討会では、平成31年1月13日から令和2年12月15日までの間、16回にわたり、活発な意見交換を行ってきたものである（開催状況の概要は資料3のとおり。）。

なお、当検討会の議事の公開については、協議の結果、原則として、毎回議事録及び配付資料を公表するとともに、報道機関に会場における議事の傍聴を認めることとした。当検討会の各会合の議事録及び配付資料については、委員の各種報告、ヒアリングの際の説明資料等を含め、法務省ウェブサイト（[http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00146.html)）において公開している。

### 第3 裁判員制度の施行状況等の把握及び検討項目の整理

#### 1 裁判員制度の施行状況等の把握

当検討会においては、

- 最高裁判所による裁判員裁判の施行状況等に関する説明
  - 法曹三者の委員による裁判員制度の運用における取組等に関する報告
  - 附帯決議において意見を反映することとされている裁判員経験者、犯罪被害者及び法廷通訳人のほか、鑑定人、犯罪被害者の支援関係者、裁判員経験者と意見交換等を行っている団体関係者等23名からのヒアリング
- によって裁判員裁判の施行状況を把握してきた。

なお、法曹三者の委員による裁判員制度の運用における取組等に関する報告の内容については資料4のとおりであり、ヒアリングの結果については資料5のとおりである。

#### 2 検討項目の整理

第4回会合において、当検討会において検討すべき項目を整理するための意見交換を行った。

その際に示された意見や第5回会合から第8回会合まで行われた前記1のヒアリングの結果を踏まえ、第9回会合において、「検討事項」（資料6）のとおり、検討すべき項目を

- 平成27年改正法により設けられた制度の在り方
- 対象事件の範囲の在り方

- 公判及び公判前整理手続の在り方
- 評議・評決の在り方
- 上訴審の在り方
- 犯罪被害者等に対する保護・配慮の在り方
- 裁判員の守秘義務の在り方
- 裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置

に整理し、これに従って、順次意見交換を行うこととなった。

#### 第4 各検討項目についての意見交換

##### 1 平成27年改正法（改正法の概要は資料7のとおり。）により設けられた制度の在り方

###### (1) 非常に長期にわたる事件の対象事件からの除外規定の運用状況について

最高裁判所から、

- 改正法施行日から令和2年7月31日までに、非常に長期にわたる事件の対象事件からの除外規定（裁判員法第3条の2第1項）に基づいて除外決定がされた事案はなかった

との報告がなされた。

また、委員から、裁判所における運用上の取組として、

- 比較的長期の審理が見込まれる事案の審理計画は、週に1日から2日程度、開廷しない日を設けるなど、裁判員や補充裁判員が仕事や家庭生活と裁判員等としての職務とを両立できるような工夫をしている

との報告がなされた。

この報告を踏まえて意見交換を行い、委員からは、

- 改正法に対する附帯決議において、同項に基づく除外決定が極めて例外的な措置であると指摘されたことを踏まえた適切な運用がされていると評価できる
- 裁判員等の負担軽減のための配慮をしてもなお裁判員の負担が多大会場には、同項に基づく除外決定をすることを検討するという運用をすべきである
- 同項に基づく除外決定をせずに、かなり長期間の審理を行う場合には、裁判員等の負担が過剰にならないように、きめ細かな配慮をする必要があることは強調すべきである
- 審理期間が比較的長期にわたる事件でも裁判員裁判が実施できているこ

とは望ましいが、無理が生じていないか確認する必要はあるとの意見が述べられ、同項に関するこれまでの運用上の問題点を指摘する意見は見られなかった。

## (2) 非常災害時における呼出しをしない措置等の運用状況について

最高裁判所から、

- 改正法施行日から令和2年7月31日までに、非常災害時における生活再建のための用務を理由とする辞退（裁判員法第16条第8号ホ）が認められた裁判員候補者は82人であった
- 改正法施行日から令和2年7月31日までに、非常災害時における呼出しをしない措置（裁判員法第27条の2）がされた裁判員候補者は185人であった
- これらの措置の原因となった具体的な災害は、統計上明らかではないが、裁判所の所在地等から、東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和元年10月の台風等であることが推測される

との報告がなされた。

また、委員から、裁判所における災害時の運用上の取組として、

- 災害時には、例えば、台風が接近しているような場合に、審理計画を変更して、審理を予定よりも早めに切り上げるなど、改正法に基づく措置のほかにも、裁判員候補者や裁判員に無用な負担をかけないための工夫がされている

との報告がなされた。

これらの報告を踏まえて意見交換を行い、委員からは、

- 災害時にも裁判員等が出席しやすいような工夫もなされており、適切な運用がされていると評価できるのではないか
- これから裁判員になるかもしれない国民の立場からすると、どの程度の規模の災害であれば、辞退事由が認められるのか関心があると思われるので、この点を明らかにした方が分かりやすいのではないか

といった意見が述べられたが、裁判員法第16条第8号ホ及び第27条の2に関するこれまでの運用上の問題点を指摘する意見は見られなかった。

## (3) 裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護に関する運用状況について

最高裁判所から、

- 改正法施行日から令和2年7月31日までに終局した事件のうち、裁判員

等選任手続において被害者特定事項が明らかにされた被害者は29人であった

との報告がなされた。

また、委員から、裁判所における運用上の取組として、

- 裁判員等選任手続の際、通常の事件では、裁判員候補者に、被告人や被害者の氏名、犯行の日時、場所及び内容等によって事案の概要を説明し、当該事件との関係の有無を判断してもらっているが、性犯罪では、被害者の名前を仮名にして事案の内容を説明し、当該事件との関係の有無を判断してもらい、その後、裁判員及び補充裁判員に選任された段階で初めて被害者の氏名を告げて、事件との関係の有無を再確認してもらうなど、被害者の氏名を知ることになる人を最小限にとどめる工夫をしている

との報告がなされた。

これらの報告を踏まえて意見交換を行ったところ、裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護（裁判員法第33条の2）に関するこれまでの運用上の問題点を指摘する意見は見られなかった。

## 2 対象事件の範囲の在り方

### (1) 性犯罪に係る事件は対象事件から除外すべきではないか

強制性交等致傷罪等の性犯罪に係る事件については、改正法についての国会審議や附帯決議（衆議院法務委員会）において、裁判員裁判の対象から除外すべきかどうか検討すべきであるとの指摘があったことを踏まえ、これを裁判員裁判の対象から一律に除外すべきかどうかとの観点から意見交換が行われ、委員からは、

- 当初懸念されていたような、裁判員裁判における被害者の名誉保護が十分でないという事態が把握されていないことからすると、性犯罪を対象事件から除外する積極的理由はない
- 性犯罪については、裁判官裁判の下での量刑より裁判員裁判の下での量刑の方が若干重くなっているとの報告があり、それが国民の意識の反映であるとするれば、むしろ対象事件からは除外すべきでない
- 犯罪被害者の立場からも、性犯罪は除外しないでほしい

との意見が述べられた一方、性犯罪に係る事件を裁判員裁判の対象事件から除外すべきであるとの意見は見られなかった。

また、性犯罪に係る事件を裁判員裁判で審理するか否かを被害者の選択にか

からしめるべきかどうかについては、

- 被害者に裁判員裁判で審理するか否かを選択させることとすると、いずれの選択をした場合でも、これで良かったのだろうかと思ひ続けることが考えられるし、犯人を処罰するか否かの判断を迫られるという被害者の心理的な負担を軽減するため、性犯罪が非親告罪化された経緯も踏まえると、同様の観点から、裁判員裁判で審理するか否かを被害者の選択にかからしめることには問題があるのではないか

との意見が述べられ、積極意見は見られなかった。

## (2) 否認事件を対象事件に加えるべきではないか

委員から、裁判員裁判の対象事件を拡大し、より広く国民の感覚を取り入れるべきであるとの観点から、

- 国民の感覚を取り入れるべき事件は重大事件に限られないことから、否認事件についても、裁判員裁判の対象とすることを検討すべきであり、それに当たっては、被告人が請求した場合に裁判員裁判の対象とする制度とすることも選択肢に入れるべきである

との意見が述べられた。

これに対しては、

- 公判前整理手続や公判の途中で被告人の認否が変わることもあり得るし、否認事件の定義が一義的に明確ではなく、どういった事件が裁判員裁判の対象となるのか明確な切り分けができない
- 否認事件にまで対象を拡大した場合、事件数がどのくらい増加するのかといった見通しも重要であり、当事者が対象となる事件数の増加に対応できるのか、裁判員候補者名簿にどの程度の人数を登載すべきかといった点で、制度の運用に不安定な面が生じるのではないか

との意見が述べられ、前記意見を支持する意見は他に見られなかった。

## 3 公判及び公判前整理手続の在り方

### (1) 証拠調べの充実のための運用上の工夫は適切に行われているか

#### ア 分かりやすい公判の在り方

裁判員経験者に対するアンケートやヒアリングにおいて、弁護人の訴訟活動の分かりにくさに関する指摘があったことに関連し、委員から、

- 弁護人の訴訟活動は、検察官の立証に対する防御の形となるので、裁判員に全体としての活動の趣旨が伝わりにくい側面がある上、弁護人の主張



が受け入れられなかった結果として立証が分かりにくかったとの評価につながっている可能性もあるので、アンケート等での評価が悪いことを過剰に受け止める必要はないのではないか

- 裁判員裁判への対応のため、弁護士会でも研修等が行われているものの、組織として対応する体制が作りにくいという点が最大の問題点ではないか
- 裁判員裁判が終了した後に実施される法曹三者での意見交換の場において、裁判員からの意見についての認識を共有し、経験値とすることが有益ではないか

との意見が述べられた。

#### イ 裁判員裁判における法廷通訳の在り方

法廷通訳については、全体として通訳人のレベルを向上させるとともに均一化を図る必要があるのではないか、通訳人の資格制度を設けるべきではないかといった観点や、大都市圏と地方とでは通訳人の確保の容易さに差があるのではないかといった観点から様々な意見が述べられたが、裁判員裁判に特有の問題としては、

- 集中審理を行うため、通訳人の負担が重くなること
- 法廷でのやり取りが非常に大事なので、通訳人のレベルの確保が必要であること

が指摘された。

これらの点については、委員から、

- 審理日数に鑑みて、通訳人が一人で通訳を行うことが困難な場合には、複数の通訳人を選任することがある
- 裁判官・検察官・弁護人が、通訳人にとって通訳しやすい尋問を行うことが重要である
- 通訳の正確性を確保するため、裁判所においては、冒頭陳述や取り調べる証拠の内容、主尋問・主質問における尋問・質問事項、論告・弁論について、検察官・弁護人に依頼して事前に通訳人に書面を渡してもらい、通訳人に通訳の準備をしてもらうなどの工夫をしている
- 通訳すべき論告・弁論を通訳人に渡す時期に余裕を持たせたり、複数の通訳人で一つの事件を担当する場合には、通訳人同士の打合せの機会を確保したりするといった配慮が必要である

○ 人的資源の面においても、予算配分の面においても、通訳人を養成する努力を国がすべきである

との意見が述べられた。

また、最高裁判所から、

○ 裁判所では、通訳人候補者に対し、次第に難しい事件や裁判員裁判の通訳をしてもらえるよう、法廷通訳経験の多寡に応じた研修を実施していること

などが紹介された。

#### ウ いわゆる刺激証拠の取扱い

遺体や犯行現場の写真、犯行状況等が記録された動画や音声等のいわゆる刺激証拠の取調べに関しては、これまで刑事司法に携わったことのない裁判員の精神的負担に対する適切な配慮が必要であることについては共通認識が得られた。

その上で、刺激証拠の取調べについて、委員から、

○ それぞれの事案において、裁判官と当事者の間で必要性・相当性について十分議論すべきである

との意見が述べられ、特に刺激証拠の取調べの必要性判断の在り方については、

○ 刺激証拠の問題については、証拠の厳選の観点から絞り込むことに加え、立証を必要としている事実との関係で、その証拠を調べる意味合いについて十分に議論する必要がある

○ 立証すべき事実とその必要性をまず十分に考えて、この証拠を採用しないと判断ができないといった場合には採用することになる

○ 殺人事件で行為態様や殺意に争いがある場合、専門家でない裁判員・裁判官が写真を見るよりも、司法解剖をした鑑定人に専門的な知識に基づいて十分な証言をしてもらうことにより争点に対する判断が可能になる

○ 写真は大部分において正確なものではあるが、事案によっては、情報量が多すぎて誤解を生じさせてしまう場合もあるので、その事件でその争点の判断のために最も適切な証拠は何かということは、もう少し慎重に議論しなければいけないと感じる。

との意見が述べられた。

これに対しては、

- 殺意、犯行態様、死因等が争点となる場合に適切な判断のために必要と思われる傷口の写真や解剖時の写真の取調べが制限されているのが実情である
- 写真を見れば争点にもならないような事案においても、写真の代わりにイラストを用いたために、色の評価等が問題になったことがある上、イラストの場合、それを描いた人の意向が反映され、別の見方を制限してしまうという問題点がある

などと、必要性の判断が厳格化し過ぎていることやそれによって生じる問題点を指摘する意見が述べられた。

また、刺激証拠を取り調べることの相当性判断の在り方については、

- 判断者の感情をかき立てて冷静な判断ができなくなるような証拠は弊害が大きいため、相当性の要件を満たさず却下し、それほどの刺激性はないものの、なお裁判員に心理的な負担を負わせる証拠については、代替証拠の可能性について検討することが相当である
- 心理的な負担の感じやすさは個人差が非常に大きいため、刺激証拠を採用できるか否かの判断は、精神的な耐性の低い人を基準にして検討する必要がある
- 刺激証拠を取り調べることを裁判員に伝えて心構えをしてもらっても、具体的にどのような証拠が法廷で取り調べられるのか予想がつかないことがあり、大丈夫だと思っけていても、実際に遺体写真等を見て大きな精神的負担を負ってしまう方がいることも事実である
- 刺激証拠を見て一旦精神的ショックを受けてしまうと、なかなか除去するのが難しい
- 裁判員は素人であって心身に不調を来すことがあるので慎重に判断してほしい

との意見が述べられた一方で、

- 法廷で刺激証拠を見た時点では感情が過剰に揺さぶられることがあるかもしれないが、その後の審理あるいは評議の中で、その証拠が事実認定や量刑判断においてどのような位置付けをされるべきなのかということを裁判員・裁判官が議論する中で、その揺さぶられた感情が適切なところに落ち着いていく面もあるのではないかと
- 実際に刺激証拠を取り調べる前に裁判員にその旨の説明をするなどの

準備をすれば、裁判員への負担を軽減することはある程度可能である

- 最も精神的に弱い裁判員を抽象的に想定して証拠の採否を決めてしまうことによって、刺激証拠を採用しない方向に傾き過ぎている
- 刺激証拠を出さない方向になっているのではないかと懸念しており、課題として受け止める必要があるのではないかなどと、相当性の判断が厳格化し過ぎていることを指摘する意見が述べられた。

さらに、刑事裁判の目的や当事者主義との関係で、

- 裁判員と裁判官が審理に臨むに当たって、生の事実を見ることなく、血の色を赤から緑に加工した写真であるとか、多数回被害者を殴打している動画を静止画のみにするなどの加工された証拠を見ることになれば、事案の真相を明らかにするという刑事訴訟法の目的から乖離する
  - 裁判は事実を認定するものであり、裁判官であれば普通に見る関連性のある証拠を裁判員はどうして見なくてよいのかが問われなければならない
  - 裁判は、事実を認定するものであるので、原則見ないこととしておいて、例外的に見られるのはどのような場合かを考えるのは原則と例外が逆転しているのではないか
  - 当事者主義の中には、何を立証するかということだけではなく、どういう証拠によって立証するかという証拠方法の選択の点についても基本的には当事者がイニシアチブを取ることが含まれているので、余り裁判所から介入するのはいかなものか
  - 真相究明という裁判の目的と、裁判員の負担軽減という観点から見極めをして、証拠の採否について適切な判断をすべきである
- といった問題点等を指摘する意見が述べられた。

これに対しては、

- 裁判官裁判でも、最近では遺体写真等は証拠採用されないことが多々あり、争点や立証事項との関係で必要性がない証拠については、厳選しようという運用が着実に定着してきている
- 刺激証拠を裁判員が見なくてよいのかを問うのではなく、見る必要があると判断される場合の目安が共有されるとよいとの意見が述べられた。

また、刺激証拠の取扱いについては、被害者等の心情との関係でも、

- 刺激証拠の取調べを過度に制約すると、現実に凄惨な被害に遭った被害者やその御遺族の心情にも反するのではないかという懸念がある
- 人の命が奪われたことについて裁く裁判で、亡くなった人の現実を見なくてよいということについて、これから裁判員をやってもらう一般の国民がこれをどう受け止めるのかということは、少し考えた方がよい
- 被害者の立場からも、裁判員には写真で事実をよく見て判断してもらいたいと思うし、刺激証拠であることを理由にイラスト化されると事実が薄れてしまいかねない

といった意見が述べられた。

## エ 録音・録画記録媒体の実質証拠としての取調べ

事実認定に関し、公判廷での供述を証拠とすることが原則であることを前提とした上で、被告人の捜査段階の供述を証拠とすることが必要になる場合があるかどうかについて、委員から、

- 裁判員裁判を含めて、現在の刑事裁判実務では、故意や目的等の主観的要件を含めて、客観的な証拠による立証や認定が重視されており、被告人の供述についても、公判における被告人質問から心証を取る方法が中心となっている
- 録音・録画記録媒体が犯罪事実の実質証拠として証拠請求される場合として、①被告人が犯人であるかどうかの問題となっており、直接の証拠は被告人の自白の録音・録画しかない場合、②犯行態様に争いがあるが、直接の証拠は被告人の自白の録音・録画しかない場合、③故意や目的等主観的な要素に争いがあるが、直接の証拠は被告人の自白の録音・録画しかない場合、④被告人の責任能力に争いがあるが、その認定に被告人の捜査段階の供述状況が有効と考えられる場合があるが、個別の証拠関係等を検討すると、①から③の場合は、自白の裏付け捜査をして得られた証拠を取り調べれば足りるし、④の場合は、精神鑑定の資料とすることで足りるため、録音・録画記録媒体を実質証拠にしなければ犯罪事実が認定できない場合はほとんどない

という意見が述べられた。

これに対しては、

- 客観証拠や関係者の供述はあるものの、それだけでは犯人性を十分立証

することができず、被告人の捜査段階の自白の信用性が認められることによって合理的な疑いを超える立証に至る場合

- 実行行為に関する客観証拠が乏しく、被告人の捜査段階の自白の信用性が認められることによって初めて事件性や構成要件該当性を判断できる場合

などは、被告人の捜査段階の供述を証拠とすることが必要になるという意見が述べられた。

また、録音・録画記録媒体の取調べの相当性について、

- 法廷での被告人の供述は、関係する証拠を十分に調べた後に、弁護人の支援を受けて、検察官と対等な立場で、裁判官・裁判員の前で尋問ルールに基づいてなされる供述であり、また、必要があれば裁判員や裁判官から被告人に対して直接質問して疑問点も解消できるため、捜査段階の録音・録画された被告人の供述よりも、法廷での被告人の供述の信用性を判断することは比較的容易である
- 捜査段階の被疑者の供述については、密室において、弁護人の立会いも尋問のルールもなく、被疑者という不安定な立場で責任を一方向的に追及される中で行われるものであり、公判廷での供述とは質的に格段の違いがあるものだという事は押さえておく必要がある
- 録音・録画を見た裁判員にとっては、それまでの取調べ状況がどのようなものであって被疑者がどのような動機や理由から自白に至ったのか、取調官がどのような資料をもって取調べに臨んでいるのかといった供述しているときの背景事情が分かりにくく、事後的な検証も簡単なものではない
- 捜査官の前で黙秘を続けていた被疑者があるとき涙を流しながら供述を始めた場合に、本当に反省の気持ちから流した涙なのか、意に反した真実に反する自白をせざるを得ない悔し涙なのか、その判断は難しく、かえって判断を誤らせる危険性が高い
- 録音・録画を法廷で取り調べた場合、一般的に無実の人が進んで自白をするはずがないというバイアスによって、判断者が、主観的、感覚的な判断を行ってしまう危険性が典型的にある

との意見が述べられた。

これに対しては、

- 裁判所が供述の信用性を判断するに当たって、その供述がどのような経緯

で、どういふやり取りの結果なされたものが判断材料の一つになると思われるが、録音・録画記録媒体は、その状況をありのままに知ることができるベストエビデンスである

- 黙秘していた被疑者が涙を流しながら供述を始めた場合に、その意味を正しく評価することができるか疑問であり、かえって判断を誤らせる危険性が高いという意見を前提とすると、録音・録画記録媒体は、被疑者の供述の任意性を判断するための証拠としても、その判断を誤らせる危険な証拠であるということになり、平成28年の刑事訴訟法改正において、供述の任意性を立証するベストエビデンスは録音・録画であることを前提として立法された制度趣旨に反する
- 供述調書には、取調官の質問や被告人の口調、挙動等の情報は記録されず、そこに記録される内容も取調べの際に被告人の供述した内容の要旨とならざるを得ないのに対し、録音・録画記録媒体には、取調官の質問とそれに対する被告人の供述、答えが有りのままの言葉で記録される上、取調べにおける被告人の口調、挙動等も全て記録されるため、録音・録画記録媒体こそ、その立証のための最良の証拠であることは明らかであるとの意見が述べられた。

#### オ いわゆる手続二分論

委員から、事実認定に争いのある事件の審理においては、まずは、事実認定に関する証拠を集中的に取り調べ、中間判決として有罪か無罪かの判断を示した上で、有罪の場合には、量刑に関する審理を行うという方法（いわゆる手続二分論）を採用すべきではないかとの意見が述べられ、その理由として、

- 裁判実務上、争いのある事件の審理においては、犯罪事実に関する証拠の取調べの後に専ら情状（量刑）に関する証拠が取り調べられることとなるが、評議の直前に裁判員がそのような専ら情状に関する証拠を連続して見た場合、それが事実認定に影響するおそれがある
- 中間判決の制度がないため、有罪・無罪の判断を含め、どのような犯罪事実が認定されたのか分からないまま訴訟活動を行うことになるという問題がある

との指摘がなされた。

これに対しては、

- 実務上、証拠の取調べ順序を決めるに当たっては、犯罪事実に関する証拠を先に取り調べることとし、専ら情状だけに関する証拠の取調べはその後になるように審理計画を立てており、事件によっては、犯罪事実に関する証拠の取調べが終わった段階で、中間的な論告及び弁論を行う場合もある
  - 犯罪事実に関する証拠調べと専ら情状に関する証拠調べの間に休廷をしたり、裁判官から十分な説明を行ったりすることで、現在の運用においても、裁判員が犯罪事実に関する証拠と専ら情状に関する証拠を混同することを避けることができている
  - 犯行態様や結果、動機等は、犯罪事実であると同時に重要な情状事実でもあり、そもそもそれらを切り離すことはできない
  - 現在の量刑実務では、行為に関わる犯情を中心として量刑が決定されており、量刑のみに関わる一般情状は相当限定的な形でしか使われていないのに、わざわざ二分した手続を制度として作るべきか
  - 手続を二分すると、被害者や証人が2回にわたって出廷する必要が生じ得るため、負担が大きくなる
- といった意見が述べられ、前記意見を支持する意見は他に見られなかった。

## (2) 公判前整理手続の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか

一部の事件で公判前整理手続が長期化する原因について、委員から、

- 証拠開示請求及び裁定請求が繰り返されて時間が掛かる上、検察官が開示した証拠が膨大で、弁護人において証拠を検討する時間が必要となり、その関係で予定主張の明示までも時間が掛かる

との意見が述べられた。

これに対し、必要かつ合理的な期間内で公判前整理手続を行うための運用上の取組の例として、

- 公訴提起があった後、比較的早い段階で、法曹三者による打合せを行っていること
- 証拠開示については、手続と証拠の検討に時間を要するが、検察官による任意開示が柔軟に行われるようになっていること
- 責任能力が争われた場合の精神鑑定については、従来、公判前整理手続の長期化の要因となっていたが、最近では、捜査段階で精神鑑定が行われている場合には、基本的にその鑑定人を取り調べることとしたり、捜査段階で精



神鑑定が行われていない場合には、弁護人からの鑑定請求に対して、裁判所がなるべく早期にその必要性を判断するようにしたりする工夫をしていること

などが紹介された。

その上で、

- 多くの事件においては、合理的な期間内で公判前整理手続が終結しているが、中には相当長期化している事件もあり、そういった事件における取組が課題であること
- 公判前整理手続において最も時間を要する証拠の開示と検討について、検察官及び弁護人が適切に対応することが必要であること
- 証拠開示をめぐる問題については、裁判所による進行管理も重要であること

などが確認された。

なお、この点については、被害者等に対して、公判前整理手続の進捗状況に関する情報を適切に提供するといった配慮が必要であるとの意見が述べられた（この点に関する意見交換の結果については、18頁「6 犯罪被害者等に対する保護・配慮の在り方」参照）。

#### 4 評議・評決の在り方

##### (1) 評議の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか

評議の充実のために裁判所において行われている工夫として、委員から、

- 法律概念の説明をする場合には、分かりやすい言葉を用いてその法律の本質に遡った説明をしていること、事件に沿った柔軟な説明をしていること、説明の時期や方法について配慮していること、裁判員の反応に応じて説明内容を変えていること
- 意見交換の場面では、裁判長は、法律的な枠組みを意識して、裁判員に質問をしたり、発言を促したり、議論を進める上で適切な視点を示したりといった議論の仲介役を果たすことを心掛けていること、裁判員への影響力の大きさに鑑み、裁判員が十分に意見を述べた後に裁判官が意見を述べるようにしていること

などが紹介された。

その上で、委員からは、

- ヒアリング等を踏まえ、評議は、全般的に適切に行われているように思わ

れる

- 公判審理の段階から争点中心の分かりやすい審理をすることが、評議の充実に、適切さにもつながる

との意見が述べられた。

また、評議において、裁判員裁判対象事件の判決を集約してデータベース化した量刑検索システムで検索したグラフや一覧表(以下「量刑データ」という。)を用いることが前例主義ではないかとの指摘があることについて、委員からは、

- 量刑の決め方については、公平性の観点も大事ではあるが、量刑検索システムで検索した結果に引っ張られ過ぎると、市民感覚を量刑に反映しているのかどうかという疑問につながる可能性もあることから、改善できる一つのポイントとして、量刑検索システムの使い方があるのではないかと

との意見が述べられた一方、

- 日本の刑法の量刑の幅は、比較法的に見てもかなり広いため、量刑評議に当たっては、その広い幅の中で個別の事案がどの辺りに位置するかを大まかに決めた上で、更に個別の犯情や一般情状を加味して絞り込んでいく作業が必要である

- 同種の事件において、裁判体によって言い渡される刑が大きく異なるのは、法の下での平等の趣旨にも反することになるのであり、量刑評議に量刑データが用いられることは健全である

- 量刑データを用いる場合であっても、幅のあるデータが用いられる上、その分布から上下に外れる量刑をすることも許されないわけではないから、量刑データを用いることが直ちに前例主義であるとは言えない

- 量刑データを示す場合、裁判官は、裁判員に対し、量刑のグラフはあくまでも参考資料であってこれに拘束されるわけではないこと、グラフを見てもらうのは大まかな位置付けをするためであって、本件と似たような事件を探すものではないことなどを説明している

との意見が述べられた。

- (2) **有罪を言い渡す場合、特に、死刑を言い渡す場合には、評決要件を加重すべきではないか**

有罪を言い渡す場合には、評決要件を加重すべきではないかとの指摘があることについては、委員から、

- 裁判員法は、裁判官と裁判員が協働して裁判の内容を決定するという裁判員制度の趣旨と公平な裁判を受ける権利を保障する憲法の趣旨の双方に鑑み、裁判官・裁判員の双方の意見を含む過半数によって判断するという適切な定めとなっており、このような評決要件を被告人に不利な判断をする場合にのみ加重するのは不合理である

との意見が述べられた。

また、死刑を言い渡す場合の評決要件については、委員から、

- 死刑判決の重大性から、全員一致の場合にのみ言い渡せることとする評決要件の加重も考えられるのではないか

との意見が述べられたが、これに対しては、

- 現在の実務においても、議論を尽くして全員一致に近い形で死刑判決が言い渡されていることが推測される上、制度上、全員一致でなければ死刑判決を言い渡せないこととすると、一人でも反対をしている場合には刑罰が決まらない事態となってしまう

- 全員一致を評決要件とした場合、裁判員全員の意見が明らかになってしまうという問題もある

との意見が述べられ、前記意見を支持する意見は見られなかった。

## 5 上訴審の在り方

- (1) 裁判員裁判の判決（特に、死刑判決）については、上訴審でなるべく覆せないようにすべきではないか

殺人、現住建造物放火等の罪名（注）で処断された事件に関し、平成21年から令和元年までの、第一審が裁判員裁判で審理された事件の控訴審における破棄率が、第一審が裁判官裁判で審理された事件の破棄率を下回る状況が続いていることについて、委員からは、

- 事後審であるという控訴審の趣旨が徹底され、裁判員の判断が十分に尊重されている

との意見が述べられた。

これを踏まえ、裁判員裁判の判決を上訴審でなるべく覆せないようにすべきかどうかについては、委員から、

- 上訴審において第一審判決が破棄される理由としては、事実誤認や量刑不当のほか、法令適用の誤りも含まれるのであり、そのような理由で第一審の判断が覆されたとしても、裁判員の判断が軽視されているということには

ならない

- 上訴審において裁判員の判断を覆すことができないこととすると、裁判員の心理的負担が増すという面もあるのではないかと

との消極意見が述べられ、これに反対する意見は見られなかった。

また、死刑判決の場合については、

- 一定の幅があり得る有期刑における量刑判断と異なり、死刑判決をするかどうかの判断の際の裁量の幅は狭いと考えられる上、死刑判決については、公平性も重視されるべきであることから、死刑判決に対する上訴審の判断は、むしろ厳しくなるべきである

との意見が述べられた。

(注) 現住建造物等放火，通貨偽造，偽造通貨行使，（準）強制わいせつ致死傷，（準）強制性交等致死傷（（準）強姦致死傷），集団（準）強姦致死傷，殺人，傷害致死，危険運転致死，身の代金拐取，拐取者身の代金取得等，強盗致傷，強盗致死（強盗殺人），強盗・強制性交等及び強盗・強制性交等致死（強盗強姦及び強盗強姦致死）を指す。

## (2) 上訴審も裁判員裁判にすべきではないか

上訴審も裁判員裁判にすべきではないかとの指摘があることについては、委員から、

- 控訴審は、主に書面からなる公判記録によって第一審に提出された証拠や主張、審理経過を精査し、第一審の判断の誤りの有無を審査する事後審であるため、直接証言を聞いたり、証拠を見たりするのと違って、国民にはなじみがなく、負担が重くなるという問題がある
- 国民の意識を反映するため控訴審も裁判員裁判で行うこととすると、第一審の裁判員の判断と控訴審の裁判員の判断のいずれを尊重するのかという問題が生じる

との消極意見が述べられ、これに反対する意見は見られなかった。

## 6 犯罪被害者等に対する保護・配慮の在り方

### (1) 公判前整理手続において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか

委員から、被害者等は、公判前整理手続に参加できず、進捗状況が分からないまま長期間待たなければならないとの問題意識から、

- 被害者参加人が公判前整理手続に直接参加することができるようにしてほしい。公判前整理手続自体に参加することはできなくても、傍聴させてほ

しい

との意見が述べられた。

これに対しては、

- 公判前整理手続は、訴訟手続を計画的かつ迅速に行うための制度であるところ、被害者の傍聴を認めた場合に当事者が率直な意見交換をすることができるのかという懸念がある
- 公判前整理手続における暫定的な主張や争点がその後変更された場合、以前聞いていた話と違うと感じた被害者が、検察官や被告人のほか、訴訟手続への不信感を抱くことにつながらないか
- 被害者や遺族は、公判廷で証人あるいは心情に関する意見陳述の主体になる可能性があるところ、公判前整理手続を直接傍聴することにより、他人の記憶と自身の記憶を混同するおそれがある上、意見陳述において、公判前整理手続中の暫定的な主張や方針の変更を被告人の供述と同一視したり、これらを混同したりするなどして、無意識のうちに不当な意見陳述をしてしまうおそれがある
- 公判前整理手続が硬直化し、実質的な議論がなされず、かえって公判前整理手続が長引いてしまうのではないか

との消極意見が述べられた。

一方、委員からは、

- 被害者が公判前整理手続の経過や結果に関心を持ち、その内容について知りたいと感じることは当然であり、適切な情報提供がなければ不安を抱くというのはもつともである
- 被害者の要望を丁寧に聴取し、検察官から適切に情報提供を行うことが必要である
- 被害者への情報提供については、あり得るニーズにきちんと対応していくためのミニマムスタンダードを確立し、適切に情報が提供される仕組みを作っておくことが重要である

との意見が述べられ、裁判所及び検察庁における取組として、委員から、

- 被害者の希望に応じ、公判前整理手続期日が行われる都度、担当検察官から被害者に連絡をし、その期日で行われた手続の内容について、できるだけかみ砕いて説明したり、場合によっては、公判前整理手続期日に先立って、予定されている手続について説明したりしていること

- 公判前整理手続の段階においては、被害者参加人や被害者参加予定の被害者に対し、検察官が公判とする予定の主張を記載した証明予定事実記載書面や請求予定の証拠を記載した証拠調べ請求書を交付することができる場合や証拠の閲覧が可能な場合があること
- 検察官を通じて被害者の希望を聴取し、可能な限りそれに配慮した審理日程を立てるなどしていることが紹介された。

**(2) 裁判員裁判の公判において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか**

委員から、裁判員の服装について、被害者参加人や傍聴席の被害者・遺族の心情への配慮を求める観点から、

- 裁判員の制服を準備すべきではないかとの意見が述べられた。

これに対しては、

- 服装を統一しないまでも、例えば、呼出状に同封する書類に、法廷は公の場であり、被害者や遺族が参加あるいは傍聴することもあり得ることを記載し、服装への配慮を促すなどの工夫をすることが考えられるのではないか
- 裁判員が全員同じ服装をすることは、裁判員制度の趣旨にはそぐわないと考えられるが、呼出状に同封する書類への注意事項として記載をすることや、必要に応じて裁判員にジャケット等の服を貸し出すことなどは検討してもよいのではないか
- 裁判員が必要以上に緊張することなく、審理の内容を正確に理解して、その力を十分に発揮するためには、基本的にはそれぞれが過ごしやすい服装で裁判に参加してもらうことが望ましいのではないかとこの意見が述べられた。

**7 裁判員の守秘義務の在り方**

**(1) 守秘義務の範囲について、裁判員等に十分な説明がなされているか**

最高裁判所から、

- 裁判員の守秘義務の範囲は、評議の秘密及び裁判員として職務上知り得た秘密に限られており、公開の法廷で見聞きしたことや裁判員として裁判に参加した感想を他者に話すことには問題がない
- 令和元年度の裁判員経験者へのアンケートにおいて、裁判員経験者のうち

97パーセントが、裁判員としての経験について「非常によい経験と感じた」、「よい経験と感じた」と回答しており、守秘義務に関するものも含めた不安の解消や裁判員裁判への参加促進のためには、裁判員経験者から周囲に裁判員としての経験や感想を話してもらうことが重要である

との説明がなされ、委員からは、裁判員等の守秘義務の範囲を裁判員等に分かりやすく説明するため、裁判所において行われている工夫として、

- 守秘義務に関する説明は、裁判員等による宣誓の前に必ず行うほか、判決終了後や審理・評議の途中で裁判員から質問を受けたときにも行っていること
- 守秘義務に関する説明の内容は、最高裁判所の規則制定諮問委員会で示された説明案をベースに各裁判長において工夫をして分かりやすいものとなるよう努めていること
- 審理が始まった後も、当該事件の審理に即して、例えば、「今日法廷で見たり聞いたりした内容は全部話しても構わない内容です。しかし、今日の証人の証言が信用できるかどうかについて皆さんで議論する内容については、第三者に話してはいけない内容です。」などと具体的に説明をする例もあること
- 例えば、
  - ・ 「事件のいきさつについて被害者と被告人の話が食い違い、同じ事件でも見方が違うなど思った」、「最初は緊張したが、明るく話しやすい雰囲気だったので、評議でも自分の意見をしっかりと言えた」といった実際に裁判に参加してみたの感想
  - ・ 「年齢、職業の違う方々と一つの事件について真剣に話し合う貴重な経験ができた」、「今回の経験により、裁判や社会の問題についてより身近に考えられるようになった」といった裁判員としてのやりがいなど、話してよい内容を具体的に例示した書面を渡す例もあること

などが紹介された。

その上で、委員からは、

- 守秘義務の対象となる事項の説明だけではなく、守秘義務の対象とならない事項、すなわち、話してもよい内容について、もう少し丁寧に説明するべきではないか
- 裁判員が知人に体験を話そうとすると、守秘義務違反なのではないかと言

われて何も話せなくなるというようなこともあると聞くので、何を話してはいけなくて、何を話してもよいのかということは、裁判員になった人だけでなく、広く国民が知っている必要がある

- 違反に当たるかどうかの線引きが難しく、違反には重い罰則がある上、義務が生じ続けるということで不安に思い、裁判員経験者に、何も話さないでおこうという心理が生まれたり、精神的負担になったりしているように感じられるので、ホームページ等における守秘義務の説明も、具体例を載せるなどしてより分かりやすくする必要がある

との意見が述べられた一方、

- 話してよいことを一般論として具体的な説明文にすることには限界があると考えられるので、現在の運用にもあるように、事件の審理・評議に際して裁判所から裁判員に具体的に説明する方法が考えられるのではないかとこの意見も述べられた。

## (2) 守秘義務の範囲を変更する必要があるのではないか

守秘義務の範囲を狭めるべきであるとの指摘があることについて、委員から、

- 守秘義務は、裁判の公正さを保ち、裁判員への請託や威迫から裁判員を保護するために必要である
- 評議の経過や裁判員・裁判官の意見の内容等が明らかにされると、インターネット上でそれに関する意見が飛び交うことは想像に難くないが、そのことによる影響の有無・程度は予測が困難である
- 裁判員としての経験を広く共有するに当たって、守秘義務が妨げになっているとの意見があるが、経験を共有するために評議の中身や裁判員・裁判官の意見の内容等についてまで守秘義務の範囲から外す必要性があるのか慎重に検討する必要がある
- 守秘義務の範囲を変更するとした場合、現行の制度以上に明確に対象範囲を切り分けることができるのか疑問である
- 裁判員の心理的負担を軽減するという観点から守秘義務の範囲を狭くすべきであるとの議論がされることがあるが、守秘義務を全くなくすというのでなければ、裁判員の心理的負担の程度は変わらないのではないかとこの消極意見が述べられた。

その上で、評議における裁判官及び裁判員の意見の多少の数を守秘義務の範



困から外すべきであるとの指摘があることについては、

- 多少の数を守秘義務の範囲から外した場合、たとえ法律に従って行われた評決であっても、その正当性に疑問が投げかけられることがあり得、それによって、裁判員であった人が悩んだり、将来裁判員になるかもしれない人が萎縮したりすることがないとは言えない

との意見が述べられ、発言者が推知されない意見を守秘義務の範囲から外すべきであるとの指摘があることについては、

- 発言者が推知されない意見であっても、発言自体が公表されることで、そのような意見を持っていたことや持つことへの萎縮効果を生むことが懸念される
- 発言者が推知されないと思われる意見であっても、情報をつなぎ合わせることで、結局発言者が特定されるおそれがある

との意見が述べられた。

また、裁判員候補者であることを守秘義務の範囲から外すべきであるとの指摘があることについては、

- 裁判員への請託や威迫から裁判員を保護するという守秘義務の趣旨は、裁判員候補者についても当てはまる
- 裁判員候補者であることを守秘義務の範囲から外すことが参加促進につながるなどの議論もあるようであるが、具体的事件の候補者はもちろん、どの事件の候補者であるかが分からない段階であっても、裁判員候補者であることを公にすることでどのような請託、威迫が起こり、どのような影響があるかは予測できないところであり、裁判員候補者であることを公にすることによるプラスの影響とマイナスの影響が読み切れない段階で、裁判員候補者であることの公表を可能とすることには消極にならざるを得ない

との消極意見が述べられ、守秘義務の範囲を変更すべきとの意見は見られなかった。

## 8 裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置

### (1) 裁判員等の辞退率の上昇及び出席率の低下の原因をどのように考え、どのような対策をとるべきか

最高裁判所から、具体的な事件で選定された裁判員候補者のうち、法定の辞退事由があるとして辞退を認められた者の割合（辞退率）及び裁判員等選任手続に出席を求められた裁判員候補者のうち、実際に選任手続期日に出席した者

の割合（出席率）について、

- 辞退率は、平成21年、平成22年の約53パーセントから年々上昇し、平成30年は67.1パーセントまで上昇したが、令和元年は66.7パーセントに低下した
- 出席率は、平成21年の83.9パーセントから年々低下傾向が続き、平成29年には63.9パーセントまで低下したが、平成30年は67.5パーセント、令和元年は68.8パーセントと、改善傾向が見られる
- これまで裁判員の選任に具体的な困難が生じたという例はなく、選任手続期日に出席した裁判員候補者の職業別、年代別、性別の構成割合は国勢調査における各構成割合と大きく異ならない

との報告がなされ

- 最高裁判所が平成28年から平成29年にかけて外部業者に委託して行った分析の結果において、辞退率の上昇及び出席率の低下の原因として、①審理予定日数の増加、②雇用情勢の変化（人手不足や非正規雇用者の増加等）、③高齢化の進展、④裁判員裁判に対する国民の関心の低下が挙げられていること

が報告された。

また、辞退率の上昇及び出席率の低下を受けて、裁判所において、平成29年夏以降、実施されている取組として、

- 裁判員候補者に対する呼出状が不在を理由に不送達となった場合に再送達をすること
- 事前質問票が期限までに返送されなかった場合、書面で返送依頼をすること
- 勤務先向けの協力依頼書面や裁判員経験者の感想を分かりやすくまとめた書面を呼出状に同封すること

などが紹介された。

さらに、法務省から、

- 法務省においても、小学生から高校生までを対象とした法教育や、例えば学生・生徒を対象として相手方を訪問して行う出前教室、検察庁舎等に訪問を受けて行う移動教室といった広報活動に力を入れている
- 厚生労働省においても、裁判員休暇制度の導入を促すリーフレットの作成・配布や、裁判員休暇制度を含む特別な休暇制度の導入企業に関する事例集

の作成・配布等の取組を行っている  
との報告がなされた。

また、裁判所における取組として、委員から、

- 裁判官が学校や裁判員経験者の勤務先を訪問して、裁判員制度の意義や内容について説明したり、模擬裁判の映像を見てもらって有罪か無罪かを議論したりしてもらうなどの出前講義を行っていること
- 学校などの団体が法廷傍聴する際に、裁判官が裁判員裁判について説明したり、裁判官がテレビや新聞などからのインタビューに応じたりしていること

などが紹介された。

その上で意見交換を行い、委員からは、更に実施すべき対策等について、

- 辞退率が上昇している大きな理由として、社会の関心の低下と不安が挙げられているため、改善していく必要があり、裁判員制度の理解を深めて不安を和らげるためには、幅広く広報をする工夫がもっと必要だと思われる
- 負担の軽減の取組を行うのと同時に、負担があっても裁判員裁判へ参加する意義があることを国民に知ってもらうことが重要である
- 休暇制度の拡充と職場の理解の向上を進めていく必要があり、特に中小企業を含めて幅広く裁判員休暇制度の導入に向けた働き掛けを行っていくことが重要である
- 企業に裁判員制度の社会的意義を訴えて、社員が裁判員裁判に参加することが社会的に重要であると理解してもらえらるような広報を行うことが必要である
- 法教育を通じて、若年者に対して裁判員制度の意義や制度導入の背景を教えることによって参加意識を醸成したり、矯正や更生保護の在り方についても広く一般に知ってもらえるようにしたりすべきである
- 学校によって法教育への取組状況が異なり、法教育まで手が回っていないところもあるように思われるので、オンラインでの広報を行うなど、様々な工夫や検証をして法教育を推進すべきである
- 守秘義務の対象範囲や必要性について、なぜ守秘義務が必要なのか、何が話してよい事柄で何が話してはいけない事柄なのか、どのようなルールになっているのかということについて一般向けに更に広報すべきである

との意見が述べられた。

## (2) 裁判員等の負担を軽減するための方策としてはどのようなものがあるか（心理的負担への対応を含む）

裁判員等の負担を軽減するための裁判所における取組として、委員から、

- 裁判員等選任手続から審理開始までの日数を空けることにより、仕事の引き継ぎ等の環境調整をしてもらえるよう配慮をしていること
  - 審理期間の長期化を避けるため、証人尋問の必要性について訴訟当事者と十分に協議していること
  - 刺激証拠を取り調べることが予定されている場合には、裁判員選任手続において、その旨を説明し、裁判員候補者に辞退を希望するか否かの判断要素としてもらい、法廷で実際に刺激証拠を取り調べる際には事前に告知し、その後、裁判員の心身に変化がないかどうかを確認していること
  - 裁判員の心理的負担を軽減するために、審理や評議の期間中、雰囲気作りが大切であり、裁判官と裁判員が一体感を持つことができるよう努めていること
  - 裁判所に設けられたメンタルヘルスサポートの窓口について説明するなど、判決言渡し後のアフターケアも行っていること
- などが紹介された。

その上で、意見交換を行い、委員からは、

- 裁判員裁判に参加すべきかどうかをためらっている人の背中を押して参加できるようにする意味でも、各地方裁判所が地元の公立の施設と連携して、裁判員に選任された場合には、介護や保育のサービスを確実に受けられるようにしたり、キャンセル料を負担しなくて済むようにしたりするなど、介護や保育サービスの充実を図る必要があるのではないかとの意見が述べられた。

## 9 その他

当検討会において示されたその他の論点として、裁判員裁判に対する新型コロナウイルスの影響及びその対策に関する意見交換が行われた。

裁判員裁判に対する新型コロナウイルスの影響及び感染防止対策については、最高裁判所から、

- 令和2年2月下旬頃から新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことなどを受け、裁判所においては、同年3月以降、各庁において、事件や手続の性質・緊急性を考慮し、各期日の実施の可否を判断するようになっていたところ、

裁判員等選任手続期日は、多数の国民に出頭義務を課するという特質を有する手続であるため、多くの同期日が取り消され、同年4月に緊急事態宣言が発令された後は、ほとんどの同期日が取り消された（注）

- 裁判員裁判は、令和2年5月中旬以降、緊急事態宣言の解除に合わせて、順次再開され、現在ではおおむね平常に近い形で実施されている
- 政府の専門家会議や厚生労働省から示された知見を踏まえて感染防止策を講じており、感染症の専門家に裁判で利用する部屋等を見てもらい、その助言を得て、感染防止策の在り方等について検討している
- 各裁判所における感染防止対策の取組を他の裁判所に情報提供したり、代表的な取組をウェブサイトで紹介したりして、裁判員等に安心して裁判に参加してもらえるよう努めている
- 裁判員等選任手続期日について、令和2年1月から同年7月末までの出席率は68.3パーセント、辞退率は67パーセントであり、平成30年及び令和元年の同期間における各出席率・辞退率と大きな差はない

との報告がなされた。

また、裁判員裁判が再開されてから裁判所において行っている具体的な感染防止対策については、委員から、

- 裁判員等選任手続に参加する裁判員等候補者には、体温の測定、マスクの着用、手指の消毒等を依頼しており、選任手続には、裁判員候補者同士の距離が保てる広い部屋を使用していること
- 法廷の法壇にはアクリル板を設置し、原則として毎日2回法廷内の消毒をしている上、傍聴席や評議室においても、人と人との距離を保てるように工夫していること
- 通勤時間帯を避けて公判期日等の指定をしていること

などが紹介され、これに対しては、運用により適切に対応しているとの意見が述べられた。

その上で、委員からは、

- 裁判所としては、引き続き感染防止策を徹底し、できる限り裁判員裁判の実施に努めていく所存であるが、仮に、今後、感染状況が大きく悪化し、緊急事態宣言が出された場合などには、幅広い国民が安心して裁判に参加する環境を整える必要があるという観点からも、裁判員裁判の実施が難しくなることがあるのではないか

- 今回は緊急事態宣言の期間が2か月程度で済んだが、今後も未知の感染症が蔓延するリスクはあるのであり、そのような場合に、裁判官のみで裁判ができるような除外規定を設ける必要がないか検討を始めた方がよいのではないかとこの意見が示された一方、
- 感染症の蔓延は、裁判に携わる全ての人々の健康に関わるので、裁判員裁判だけの問題ではないのではないかと
- 立法論としては、裁判員や裁判員候補者の健康は、現在除外事由とされている心身の安全と同様に保護されるべきものであり、緊急事態宣言が出るような事態は、現行法が既に裁判員裁判のために国民に協力を求めないことができるとしている場合に匹敵するものと思われるが、これを法律に規定しないと対応できないのか、規定するとして、感染症の場合だけを除外事由として定めるのか、定めるとして除外事由等の対象や要件をどのように定義するのかといったことについての検討が必要になってくるのではないかとこの意見が述べられた。

(注) 令和2年3月中に期日が指定されていた裁判員等選任手続は、62件全てが取り消された。同年4月以降の同手続の取消件数及び実施件数は、

- 同年4月 取消し28件、実施3件
  - 同年5月 取消し94件、実施18件
  - 同年6月 取消し9件、実施86件
  - 同年7月 取消し0件、実施126件
- である。

## 第5 終わりに

以上のとおり、当検討会では、様々な観点から裁判員裁判の施行状況等について議論を尽くしたが、裁判員制度は、改正法により設けられた制度を含め、おおむね順調に運用されていると評価できる。これは、多くの国民の協力とこれまで裁判員裁判の実施に携わってきた法曹三者をはじめとする関係者の運用に関する努力の成果であると思われる。

もっとも、当検討会においては、例えば、

- 被害者等に対する公判前整理手続の経過についての情報提供
- 被害者等の心情への配慮
- 守秘義務の範囲の説明
- 裁判員等の参加促進に向けた対策

などに関する運用上の更なる課題や改善の余地について、多くの有益な意見が述べられた。

当検討会における議論の過程で現れたこれらの課題については、法曹三者をはじめとする関係者が司法に対する国民の理解の増進、信頼の向上という裁判員制度導入の意義に立ち返り、より一層の工夫に努めることで、裁判員制度のより一層適切な運用が図られることを期待する。

以 上

裁判員制度の施行状況等に関する検討会 委員名簿

(令和2年12月15日現在)

◎大	おお さわ 澤	ゆたか 裕	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
	おぎ そ 小木曾	りょう 綾	中央大学大学院法務研究科教授
	こ ばやし あつ こ 小林篤子		株式会社読売新聞東京本社論説委員
	しげ まつ ひろ のり 重松弘教		警察庁刑事局刑事企画課長
	しま だ はじめ 島田一		東京地方裁判所部総括判事
	すげ の あきら 菅野亮		弁護士
	たけ いし え み こ 武石恵美子		法政大学キャリアデザイン学部教授
	はた なか よし ひこ 畑中良彦		東京高等検察庁公判部長
	ほり え しん じ 堀江慎司		京都大学大学院法学研究科教授
	やま ね か おり 山根香織		主婦連合会常任幹事
	わ き みちこ 和氣みち子		公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事 公益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長

◎印～座長

(敬称略，五十音順)



裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第37号）に対する附帯決議（衆議院法務委員会）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 長期間の審判を要する事件等は、国民の関心が高く、社会への影響も大きい事件が多いことから、裁判員制度が創設された目的に鑑み、その除外決定は極めて例外的な措置であることなど、本法の趣旨の周知徹底に努めること。
- 二 審判に著しい長期間を要する事件等の対象事件からの除外決定は極めて例外的な措置であることに鑑み、除外の要否の検討を行う前提として、関係者の協力の下、公判前整理手続等において必要な審判期間及び公判期日等についての十分な検討を行うとともに、できる限り裁判員等選任手続の実施を図り、裁判員裁判を実施するために最大限の努力を尽くすことなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知徹底に努めること。
- 三 本法の附則に基づく三年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われるよう、裁判員経験者、犯罪被害者等の意見が反映されることとなるように、十分に配慮すること。
- 四 裁判員裁判の円滑な実施を図るため、裁判員制度施行後の辞退率の上昇及び出席率の低下について十分な検討を加え、必要な措置を講じること。
- 五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。
- 六 国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に訴訟手続を行う制度の在り方について、差し当たり刑事訴訟手続における国民参加の制度である裁判員制度が導入されたことに鑑み、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立するため、広範な視点に立って検討を行うこと。
- 七 本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、死刑事件についての裁判員制度の在り方、性犯罪についての対象事件からの除外などの犯罪被害者等の保護の在り方、否認事件への裁判員参加の在り方、裁判員等の守秘義務の在り方等、当委員会において議論となった個別の論点については、引き続き裁判員制度の運用を注視し、十分な検討を行うこと。
- 八 裁判員制度施行後における殺人罪及び強盗致死傷罪等の起訴率の低下と制度の影響との因果関係について、本法の附則に基づく検討までに検証を行うこと。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第37号）に対する附帯決議（参議院法務委員会）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 長期間の審判を要する事件等の裁判員対象事件からの除外手続については、司法の国民的基盤の確立を目的とする裁判員制度の趣旨に鑑み、その決定は極めて例外的な措置であることを踏まえた的確な運用がなされるよう周知徹底すること。
- 二 裁判員制度施行後の辞退率の上昇及び出席率の低下について十分な調査を行うとともに、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、法教育や裁判員制度の意義及び内容に関する広報啓発活動を拡充し、裁判員経験者の体験を広く国民が共有できるよう努めること。
- 三 裁判員の心理的負担を緩和するための方策の推進及び裁判員等の守秘義務の範囲の明確化について更に取り組むとともに、裁判員制度の運用を注視しつつ、守秘義務の在り方全般にわたって引き続き十分な検討を行うこと。
- 四 地方公共団体、企業等との協力体制を強化して、特別な有給休暇制度の導入や託児・介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。
- 五 本法附則に基づく三年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われることの重要性を踏まえ、裁判員経験者、犯罪被害者、法廷通訳人などの裁判員裁判関係者の意見が反映されるようにすること。
- 六 当該検討に当たっては、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立する観点から、裁判員制度の対象の範囲、死刑事件についての裁判員制度の在り方、公判前整理手続の在り方等について着目し、十分な検討を行うこと。

### 裁判員制度の施行状況等に関する検討会

- 第1回 平成31年1月16日
  - ・座長の選出，会議の運営及び検討会の開催趣旨等の説明等
- 第2回 平成31年2月22日
  - ・裁判員裁判の実施状況及び裁判員等選任手続等の運用における裁判所の取組について
- 第3回 平成31年3月28日
  - ・裁判員制度の運用における法曹三者の取組について
- 第4回 令和元年5月23日
  - ・当検討会において取り上げるべき事項等について
- 第5回 令和元年7月4日
  - ・ヒアリング（法医学鑑定人，精神鑑定人，性犯罪被害者及び支援弁護士）
- 第6回 令和元年7月25日
  - ・ヒアリング（強盗殺人事件被害者遺族及び支援相談員（臨床心理士），危険運転致死等事件被害者遺族及び支援弁護士，日弁連犯罪被害者支援委員会事務局長）
- 第7回 令和元年9月18日
  - ・ヒアリング（法廷通訳人，裁判員及び補充裁判員経験者）
- 第8回 令和元年10月25日
  - ・ヒアリング（裁判員経験者及び裁判員経験者団体代表者）
- 第9回 令和元年11月19日
  - ・当検討会において取り上げるべき事項等について
- 第10回 令和元年12月17日
  - ・意見交換等（平成27年改正法により設けられた制度の在り方，対象事件の範囲の在り方，公判及び公判前整理手続の在り方）
- 第11回 令和2年2月10日
  - ・意見交換等（公判及び公判前整理手続の在り方）
- 第12回 令和2年6月29日
  - ・意見交換等（公判及び公判前整理手続の在り方，評議・評決の在り方）

○第 13 回 令和 2 年 8 月 3 日

- ・意見交換等（上訴審の在り方，犯罪被害者等に対する保護・配慮の在り方）

○第 14 回 令和 2 年 9 月 14 日

- ・意見交換等（裁判員の守秘義務の在り方，裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置）

○第 15 回 令和 2 年 10 月 13 日

- ・意見交換等（裁判員裁判に対する新型コロナウイルスの影響及びその対応，これまでに当検討会で取り上げた各検討事項等）

○第 16 回 令和 2 年 12 月 15 日

- ・意見交換等（これまでに当検討会で取り上げた各検討事項等の取りまとめ）

## 法曹三者の委員による裁判員制度の運用における取組等に関する報告について

### 1 裁判所における取組等について

第3回会合において、島田一委員から、裁判員制度の運用における裁判所の取組等について報告がなされた。

(報告の概要)

#### (1) 公判前整理手続について

- 事件の発生から時間が経てば経つほど証人や被告人の記憶が薄れてしまい、適切な審理ができなくなるおそれがあることから、公判前整理手続の主たる目的が、分かりやすい適切な審理を行うために争点を定め、必要な証拠の採用決定をして審理計画の大枠を決めることにあるということ念頭に置いて、公判前整理手続をスムーズに進めていく必要があると考えている。
- 公判前整理手続の長期化を防ぐための取組として、
  - ・ 起訴後約1週間程度の早い段階で、検察官、弁護士、裁判官の三者で打合せを行い、公判前整理手続の進め方や証拠開示の進め方等について確認をする
  - ・ 柔軟な証拠開示がされるように促した上、取調べの必要性や事件との関連性について議論することによって、法廷で取り調べる証拠や証人を適切に絞り込み、分かりやすい審理の実現を目指す
  - ・ 精神鑑定の採否の決定を早期に行う
  - ・ 公判前整理手続がある程度進み、審理に必要な大まかな日数が決まったら、公判期日の仮予約をした上、公判前整理手続終了前に公判期日を指定する
 といった運用上の工夫が、裁判員制度施行後の約10年間で定着してきた。
- 公判前整理手続に関する課題としては、判断すべきテーマが何であるかを裁判員に理解してもらい、評議において裁判員と裁判官が真に対等な立場で十分に議論できるようにするため、どのような形で判断対象を設定するかについて、これまでの経験の蓄積を踏まえて裁判所の中で検討を続けているところである。

#### (2) 審理について

- 「目で見て、耳で聞いて分かる裁判」の実現に向けた取組等として、
  - ・ 連日的開廷、集中審理が行われていること
  - ・ 従前から、検察官と弁護士に対して、主張と証拠の区別がつくように、簡潔な冒頭陳述をしてもらうように要請してきたところ、最近では、簡潔な冒頭陳述が増えてきており、このような冒頭陳述は、裁判員からも、証拠調べのポイントが分かりやすいと評価されていること
  - ・ 書証ではなく、法廷における証人や被告人の供述を中心とした審理が行われるようになってきており、証拠の厳選、統合捜査報告書の活

用、いわゆる刺激証拠の取調べ方法の工夫、争いのない事件における重要な事実に関する証人尋問の実施、精神鑑定等についての専門家証人・鑑定人によるプレゼンテーションの実施、被告人質問の先行等の取組が進んでいること

- ・ 論告・弁論では、証拠調べの結果を踏まえ、評議や判決を見据えて、公判前整理手続で整理された判断の枠組みに沿った主張がなされるようになってきており、特に、量刑に関しては、被告人が犯した罪の内容に見合った刑罰を科すという行為責任の原則を意識して量刑意見を述べてもらうことが多くなっていること

などが挙げられる。

- 証拠調べに関しては、携帯電話の通話履歴やメール等が重要な証拠になることがあり、証拠が詳細になりすぎてしまう場合には、事案の判断に当たって本当に必要な情報が何であるのかを常に意識して、法廷に提出する情報の取捨選択を行う必要がある。
- 証人尋問や被告人質問に関しても、立証すべきポイントを押さえた上で、尋問事項を十分に整理し、簡潔で分かりやすい尋問を実現するために、法曹三者が引き続き協力して取り組んでいく必要がある。

### (3) 評議について

- 裁判員と裁判官の実質的協働を実現するために、裁判官は、
  - ・ 法律の専門家ではない裁判員に、その事件で問題となっている法律の制度や要件を理解してもらう必要がある場合に、それぞれの法律概念について本質に遡って説明したり、審理や評議の進行状況に応じて段階的に説明を加えたり、あるいは、重要な事柄については何度か繰り返し説明するなどして、確実に理解してもらえよう工夫を心掛けること
  - ・ 評議をスムーズに進めるための前提条件として、裁判員が話しやすい雰囲気を作った上で、裁判員の意見を聞くのにふさわしい問題提起をして、裁判員から積極的に意見が述べられるような状況設定をし、まずは裁判員の方から先に意見を述べてもらうようにすること
  - ・ 裁判官が法律用語を説明するとき、どこまでが説明でどこからが意見交換する場面であるのか意識しておくこと

などに留意している。

- 事実認定の評議に当たっては、公判前整理手続と法廷における審理を経て明らかになった判断の分岐点を意識して、裁判員と議論をしている。
- 量刑についての評議に当たっては、行為責任の考え方に従って、重要な情状事実の指摘と、その意味の検討を行った上、量刑グラフを参考にして、同じような社会的類型の中で、当該事件がどのような位置付けとなるのかを検討し、一般情状事実を考慮して最終的な刑を決めている。
- 裁判員と議論をすることによって、多角的な観点から異なる意見が出され、裁判官だけでは気が付かなかったような多角的な視点からの検討や批判がなされることによって、判断の厚みが増すのであり、仮に結論

が同じであったとしても、より安定的で説得力のある判断過程を示すことができると考えられる。

- 評議に関する課題としては、法律の解釈や判断の枠組みについて、これまでの法律家の発想を裁判員に理解してもらおうという意識が強過ぎたのではないかという議論がなされており、事案や事柄によっては、裁判員の視点や感覚が裁判の内容に十分反映されるような判断枠組みを構築することが必要になる場合もあると思われる。

#### (4) 判決について

- 事実認定の場面でも量刑の場面でも、評議で示された裁判員の視点、感覚に基づく意見を取り込んだ判断が積み重ねられてきているように感じられる。
- 判決書は、事実の認定や量刑の判断の理由として、判断の分岐点を意識して、結論を導いた理由を端的に示すことが重要であり、それで足りると考えられることから、裁判員との実質的協働の結果を判決書に的確に反映させるという意識の下、判断過程を簡潔に示すものが増えてきているように感じられる。

## 2 弁護士としての取組等について

第3回会合において、菅野亮委員から、裁判員制度の運用における日本弁護士連合会の取組等について報告がなされた。

(報告の概要)

### (1) 弁護活動の質の向上について

- 裁判所において行っている裁判員に対するアンケートは、弁護士が裁判員や裁判官に伝わるような訴訟活動を行うことができているかを判断するための大変貴重な資料であると考えている。
- アンケートによれば、弁護活動に対する評価は非常に厳しいものとなっているところ、これを分析して、弁護士がどのように見られているか、考え直すべき点を整理した論文などを出している。
- また、裁判員裁判における弁護活動の研究を日弁連で行っており、具体的には、裁判員裁判を多く担当し、実績を挙げている弁護士を講師として各单位会に派遣して、1日あるいは2日間、模擬記録を使った研修等を実施している。
- 法曹三者で勉強会を実施しているところも多いと思われ、ここ数年は模擬評議も各地で行われている。
- 裁判員裁判を担当するためには研修の受講を求めたり、あるいは、複数の国選弁護人の選任が認められる場合の2人目は経験年数が多い人を選任したりする取組をしている単位会も多い。

### (2) 公判を担当するに当たって留意している事項等について

- 公判前整理手続の長期化が問題となっているところ、早期の打合せに参加したり、可能な限り早く裁判所に事件の見通しを伝えるなど、弁護

- 人として協力できるところはあると考えている。
- 他方、証拠開示制度が充実してきたことは望ましい反面、証拠のボリュームがかなり増えており、証拠の検討や管理にも課題があると感じている。
  - 裁判員ならではの視点を感じることもあり、法曹三者が当たり前にしていた常識等について考える良いきっかけになっているように思われ、裁判員裁判が与える刑事裁判へのプラスの面を多く感じている。

### 3 検察庁における取組等について

第3回会合において、横田希代子委員（当時東京高等検察庁総務部長）から、裁判員制度の運用における検察庁の取組等について報告がなされた。

（報告の概要）

#### (1) 公判前整理手続の迅速化について

- 検察官は、公判前整理手続の出発点となる証明予定事実記載書面をできる限り起訴後2週間以内に提出するようにしており、その内容についても、例えば、比較的争いのない事件では物語式の簡潔なものを迅速に提出し、争点があらかじめ明確な事件では争点に関する主張・立証に焦点を置いた証拠構造型の書面を提出するなど、事案の性質に応じた対応をするようにしている。
- 検察官は、証明予定事実記載書面と同時に、検察官請求証拠を速やかに弁護人に開示し、弁護人からの類型証拠の開示請求があった場合には、要件に当たるものを速やかに開示しているほか、最近では、弁護人からの開示請求を待たずに任意に開示するようにもしている。
- 弁護人によっては、どこに問題意識を持っているかを明らかにしないまま類型証拠の開示請求を何度も行ったり、いつまでも予定主張を明らかにしなかったりする場合があることは否定できず、また、裁判所も、弁護人を督促して予定主張を促すことをしないまま、争点整理に向けた積極的な行動を起こさないなど、十分な進行管理ができていない場合がある。

#### (2) 分かりやすい公判の実現について

- 冒頭陳述や論告は、事案に応じてビジュアル化したA3ないしA4の配布資料を活用するなどして、内容を理解しやすいものとするように創意工夫を凝らしている。
- 冒頭陳述は、争点が多岐にわたらない事件では情報量を減らして、A3ないしA4サイズで1枚程度の紙にまとめることによって一覧性をもたせたり、いわば映画の予告編のように、事件の概要と注目すべきポイントを説明するにとどめるといった試みが行われている。
- 論告は、検察官が立証してきたことについての総まとめと、被告人の情状に関する意見を手際よく記載して、評議の際に、検察官の意見を一覧できるように工夫をしている。



- 裁判員裁判における証拠は、裁判員に対する分かりやすさの観点から、提供する情報をできる限り絞り込み、厳選した上、要点を分かりやすくまとめた統合捜査報告書を立証すべき事項ごとに作成し、それを裁判員等の前に置かれた画面に映し出して、検察官が証拠の内容を説明するという方法で証拠調べを行っている。
  - 起訴した事実と争いのある事件はもちろん、争いのない事件であっても、分かりやすさの観点から、供述調書の読み上げではなく、あえて被害者や鑑定人等の証人尋問を行う場合もある。
  - 検察官の法廷における説明の分かりやすさについては、裁判員制度施行以来、分かりやすいと回答した方の数が6割を割ったことがなく、分かりやすかった、普通と答えた人の合計は平成29年度で94.7%である。
- (3) 課題について
- 検察官としては、証人尋問による分かりやすい立証の重要性は認識しつつも、他方で、証人の負担についても十分に配慮しなければならないと考えている。
  - いわゆる刺激証拠の取扱いについて、裁判所は、裁判員に与える精神的負担等に配慮して、検察官が立証しようとする事実が何であり、それとの関係でその証拠が真に必要なものかどうかを慎重に検討するとの姿勢が顕著であるところ、これまで刑事司法に携わったことのない裁判員の精神的負担を考えれば配慮は必要であるが、オリジナルの証拠は、本来、証明力の点では最良の証拠のはずであるにもかかわらず、精神的負担に配慮する必要のないはずのプロの裁判官も含めて、全く裁判の判断材料とされなくなってしまうという事態が生じている。
  - 裁判員裁判への様々な対応を行うことを目的として中核事務官というポストを新設するなどの体制を整備しているが、その業務負担は重い。

1 平成27年改正法により設けられた制度の在り方

- 長期間の審判を要する事件について適切な運用が行われているか
- 災害時における辞退及び呼出しをしない措置の運用は適切に行われているか
- 裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護は適切に行われているか

**【裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護は適切に行われているか】**

- 裁判員候補者に被害者特定事項についての守秘義務を課したところで、どのくらい効果があるのかなという気がする。罰則まで付けると効果があるかもしれないが、裁判員候補者がなかなか来てくれないという問題も多分出てくると思う。裁判員だけに名前が知られて、守秘義務を課するのであれば、実際に審理に参加して真剣に考えると思うので、守秘義務は守らなければいけないという自覚が芽生える可能性は強いかなと思う。ただ、それも人によると思うので、万全かどうかわからない。(犯罪被害者等)

2 対象事件の範囲の在り方

- 性犯罪に係る事件は対象事件から除外すべきではないか
- 否認事件を対象事件に加えるべきではないか

**【性犯罪に係る事件は対象事件から除外すべきではないか】**

- 性犯罪事件が裁判員裁判で審理されることについては、判決がかなり重くなったのではないかと考えているので、良かったのではないかと考えている。  
(犯罪被害者等)
- 裁判員裁判になって、性犯罪の量刑は上がったというのが私の肌感覚である。(犯罪被害者等)
- 性犯罪は裁判員裁判の対象事件から除外すべきかという議論は、従前からあるところだと思う。私は、対象事件から除外すべきではないと思う。被害者からも、裁判員裁判の対象となることが特に嫌だったという話を私自身は聞いたことはない。裁判員裁判になって、実際に被告人と被害者を見て、証拠も見て、本当にこんなひどい暴力があっただけなのかという事実を、裁判員は直面して、打ちのめされていると実感している。(犯罪被害者等)

### 3 公判及び公判前整理手続の在り方

- 証拠調べの充実のための運用上の工夫は適切に行われているか
- 公判前整理手続の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか

#### 【公判前整理手続の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか】

- 公判前整理手続に時間が掛かりすぎており、被害者の記憶がどんどん薄れていく。特に、否認事件の場合、被害者としては、早く忘れたい気持ちが強いのに、記憶の保持に努めなければならず、被害前の生活に戻ることができない。治療による記憶の変容のおそれから、PTSDの治療を始められないなどの問題がある。(犯罪被害者等)
- 事件から裁判まで1年半程度の期間が経過していたため、目撃証人の記憶が薄れており、聞きたいことが聞けないところがあった。(裁判員経験者等)
- 公判前整理手続が余りにも長いために、法廷に証人として呼ばれても、ランクがあり、困ってしまうかなと思うことがある。(鑑定人経験者)
- 事前にカンファレンスを行い、疑問点に答えることで、争点を減らすことに役立つかもしれないという印象を受けた。争点をあらかじめ減らすことができれば、裁判員裁判の負担も減るかもしれないと思うものの、結局、証人として呼ばれることは余り変わらず、法医学者の手間は増えている。(鑑定人経験者)

#### 【証拠調べの充実のための運用上の工夫は適切に行われているか】

##### <分かりやすい公判の在り方>

- 裁判員裁判は、言葉一つ一つが非常に分かりやすく、何が行われているかが格段に分かりやすくなった。被害者としては、裁判員である一般人に被害者の置かれる実情を知ってもらい、裁判員に理解を示してもらうことで非常に力を得るということもある。(犯罪被害者等)
- 公判廷での活動が分かりやすくなったこと、つまり法廷で何が行われているかについて被害者がより知ることができるようになったことは、裁判員裁判による良い側面である。(犯罪被害者等)
- 裁判員は被害者の気持ちに寄り添おうとしているのを感じるが、法廷が感情に流されてしまうことはないと感じている。裁判員裁判に被害者が参加したり意見陳述したりすることで、裁判に混乱を生じさせる事態にはなっていない。(犯罪被害者等)

- 検察官及び弁護人の主張立証は法律的に素人の裁判員に向けて、とても分かりやすく丁寧に話をしてくれていた。(裁判員経験者等)
- 検察側はスライドを使って説明し、弁護側は目を見ながら、言葉で、手振りを入れながら説明していた。やり方は違っていたが、いずれもゆっくりと、論理的に話をしてくれたので、よく理解できた。(裁判員経験者等)
- 検察官の冒頭陳述・論告は、整理ペーパーもあって分かりやすかった。弁護人も、はっきりと、またゆっくりとした口調で話していたので、分かりやすかったが、口頭のみでの説明だったので、メモをとる必要があった。(裁判員経験者等)
- 検察官の冒頭陳述はパワーポイントを使用するなど分かりやすかった。他方で、弁護人のものは分かりづらかった。ただ、弁護側からすると、検察側の主張を崩すことが多分目的だと思うので、こういった反証を整理して主張することは非常に難しいだろうと感じた。(裁判員経験者等)
- 担当した事件では、証拠調べは分かりやすかったが、証拠として取り調べられていないものもあるかもしれないし、何を見たいなどという点については難しい。(裁判員経験者等)
- 現場の写真や地図を映像で見せてもらい、イメージがつきやすく、文字で見るより映像はいいなと思った。(裁判員経験者等)
- 証拠調べは分かりやすかった。ただ、弁護側の準備に足りないところがあった。弁護人が場所について検察官に反論する際に、地図を用意しておらず、検察官が弁護人に地図を貸すと言っていた。(裁判員経験者等)
- 裁判長が、裁判員が証言等を理解しているかとても気遣ってくれて、一つのセッションが終わるごとに休廷を挟んで確認してくれたり、質問について打ち合わせができたので、大変分かりやすかった。(裁判員経験者等)
- 法医学者による証言は、裁判員裁判では、そのほとんどがプレゼン形式で行われている。プレゼン形式の死因の説明は、裁判員の理解に役立っていると思われる。資料を作成する負担はあるが、よくある死因の説明なら、既にある程度準備ができていうこともある。(鑑定人経験者)
- 法廷では、難しい理科系の大学で使うような専門用語が飛び交い、裁判員の中にはほとんど理解していないように見える人がいた。(犯罪被害者等)
- 証拠調べについては、個人的な印象では、非常に証拠が少なかった。評議

を進める上で、手探りの状態で話をする必要があったので、個人的にはもう少し証拠が欲しいと感じた。(裁判員経験者等)

- 携帯電話でのメールのやりとりの状況を明らかにする書証について、全部なのか抜粋なのか明らかでないという問題や、翻訳が直訳にすぎ、雰囲気伝わらないという問題があった。(裁判員経験者等)
- 覚せい剤の営利目的輸入の事案において、覚せい剤が隠匿されていたスーツケースの実物の証拠がなかったが、スーツケースへの隠匿状況等を明らかにするためには実物の証拠があってもよかったのではないか。(裁判員経験者等)
- 複数の証人の尋問を実施する際、ある証人の話を聞いた後に、それ以前に尋問していた証人の話を改めて聞きたいという点が多々あった。何らかの改善策があればよい。(裁判員経験者等)
- 補充尋問の際、裁判員の持った疑問や多くの質問を裁判長が割り振るなどしてくれたため、裁判員の補充尋問は十分にできた。(裁判員経験者等)

#### ＜裁判員裁判における法廷通訳の在り方＞

- 通訳人としては、精神科医等の専門家が証人として出廷する場合、できたら、その専門家の方とも一度打合せをする機会がほしいということが何回かあった。(法廷通訳人)
- 裁判員裁判で通訳人をやってきた中で、すごく改善されてきてよかったなと思う点として、通訳人に事前に証拠などを出してもらえるタイミングが、すごく早くなって、その点はすごく助かっている。  
最近、証人尋問、被告人質問についても、検察官・弁護人双方で、話すスピードに気をつけている方が多く、ゆっくり明確に、主語をはっきりとさせながら話してくれる方が増えてきて、その点ではとてもやりやすさを感じるようになっている。(法廷通訳人)
- 公訴事実には争いのない事件の裁判員裁判で通訳人を務めている場合に、例えば月曜日、火曜日、と開廷し、3日目の午前中に論告・弁論となった場合、間に休廷日が全くないので、論告・弁論を渡されるタイミングが前日だと、なかなか準備するのが難しいということがあった。(法廷通訳人)
- 通訳人が2人体制の場合、時間的に、準備をする余裕はできるが、通訳人同士の横のつながりが余りないので、通訳人同士、横のつながりをもう少し持つことができれば良いと感じた。

別の日に別の通訳人に入ってもらっても、その日に何が起こったのかを教えてもらわないと、次に自分が通訳をする際に分からない部分があったりするので、そういった点について連絡を密にする必要があるほか、言葉についても、被告人が使うこの言葉はこういうふうに訳そうというような取決めをする必要があるので、複数の通訳人で臨む場合には、通訳人同士、きちんと連絡をさせてもらえたらと思う。(法廷通訳人)

- 率直に言って、通訳人、とりわけ法廷通訳をしている通訳人のレベルは、まちまちで、自己流が多く、基本が少し定まっていない方もいる。(法廷通訳人)

#### <いわゆる刺激証拠の取扱い>

- 裁判員裁判において、刺激証拠を使いにくい状態になっている。写真をイラストにすると、情報が単純化され、分かりやすくなるという意見もあるが、イラストを描いた人の意向がほぼ反映され、情報はかなり少なくなるため、別の見方をするのを制限してしまっている。専門家が見れば、出血の程度、色の変化で、重症度が分かる。白黒写真で出されると、少し疑いが残ってしまう。専門家の人に対しては、真実のもの、リアルなものを見た方が判断の役に立つ。(鑑定人経験者)
- 検察官は切り裂かれた娘の制服を裁判の証拠にしようと言っていたが、公判前整理手続で裁判官により刺激が強いと却下された。遺体の写真なども含め、こちら側の意見をもっと聞いてほしかった。娘の写真を見てもらうことで、実際本当に人が亡くなっていることがきちんと伝わると思う。(犯罪被害者等)
- 裁判所は、裁判員の負担を考えて必要な証拠を見ていないということではないと言っているが、実際には、大規模庁では御遺体の写真は証拠採用されない。  
むごたらしい遺体であれば、より結果は重大なはずである。この重大な結果を端的にあらわすのは写真のほうである。一目瞭然の証拠だと思う。裁判官であればイラストだけ見れば分かるとしても、素人はイラストでは想像すらかないのです。真実の発見をないがしろにしない範囲内で裁判員の負担を考えるべきではないか。ところが、今の裁判は、裁判員の負担が最初に来ていて、真実の発見は二の次になっている。  
裁判員選任手続の際に遺体の写真を見る可能性があることを告知した上で選任をしたり、遺体の写真を見せるときも縮小した白黒写真を見せた後にカラー写真を見せるなどの工夫もできるのに、公判前整理手続の段階で一律に証拠採用しない。(犯罪被害者等)

- 悲惨な状態を見て量刑を重くしてほしいと言っているわけではなく、実際にどういふことが行われたのかという実態に触れて判断をしてもらわないと、被害者として、どんな結果であれ受け止める前提を欠いてしまう。  
刺激証拠の問題は、国民の司法に対する信頼を阻害しかねない問題である。争いがない事案であっても、発見時の遺体の写真や凶器の性状等は、事案の実態を把握するために必要性が高い証拠だと思う。これらをイラスト化したり言語化したりして、裁判官や裁判員から遠ざけることは、適正な事実認定や量刑判断につながるのか疑問である。(犯罪被害者等)
- 被害者の生前写真について、例えば心情に関する意見陳述のときに添付するとか、被害者の被害感情の証人尋問の時に示すことが、現状なかなかやらない方向になってきているという感覚があり、その運用について、疑念が出る場合がないではない。(犯罪被害者等)
- 血の付いた服の実物を証拠として見た際には、ちょっと衝撃を受けた。もっとも、証拠を見る前に、そのような証拠が出る旨を伝えてもらったため、心構えはできた。(裁判員経験者等)
- 証拠に写る血を白黒にしたなどの報道を見聞きしたことがあるが、そうすると本当のものが本当でなくなってしまうような気がする。見せる必要があるものは、裁判員も本当のものを見る義務があると思う。裁判員の方も、そういうものだというのがしっかりと分かっていることができれば、客観的に見る視点を持って臨むというのが、心理的負担や悩みというものの軽減になるのではないか。(裁判員経験者等)



#### 4 評議・評決の在り方

- 評議の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか
- 有罪を言い渡す場合、特に、死刑を言い渡す場合には、評決要件を加重すべきではないか

#### 【評議の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか】

- 裁判官がうまく言いたいことを聞き出してくれて、疑問があれば素直に聞ける雰囲気を作ってくれたので、評議ではお互いに十分話し合えたと感じている。また、裁判官による、法律概念や量刑の考え方の説明も丁寧にしてもらったので、十分に理解できた。(裁判員経験者等)
- 裁判長から指名されたり、順番だったりいろいろだが、評議には十分参加できた。周りの意見を聞きながら考えることもできたので、問題はなかったと思う。(裁判員経験者等)
- 個人的には評議には十分参加できた。全体的に発言が少ない方はどうしても出てくるが、裁判官がうまく話を振って、皆が概ね同じような発言量になるようになっていた。裁判官は、裁判員に法的な知識がないところを、普通だったらという感覚を尊重してくれつつも、法に照らして考えると一応このようになるという細やかな説明もしてくれた。(裁判員経験者等)
- 法的概念や量刑の考え方について、裁判官に最初にしっかりと定義づけをしてもらったので、十分に理解することができた。(裁判員経験者等)
- 裁判員には職業裁判官が陥りやすい欠点を市民の目で正しく判断して一般市民の健全な良識を反映させてほしいと訴えたが、裁判後の記者会見で、自分の思っていた認識との差を埋めるのが大変だったと裁判員が言っていたので、結局は市民感覚は反映されないのだと思った。裁判員は素人だからプロである裁判官がリードすることは仕方がないが、それでは今までの裁判と何ら変わらない。裁判官がリードし過ぎるような形ではなく、一般人が直情的に感じたものを反映させるための裁判員裁判という制度だと思う。(犯罪被害者等)
- 裁判官が裁判員の自由な判断を封じるような方法で判例を示しているのであれば、そのような方法はやめてほしい。裁判員の判断の重みがとても軽い。結局は裁判官の判断で決まる仕組みを目の当たりにした。(犯罪被害者等)
- 有罪か無罪かは決めることができても、量刑の年数は素人である裁判員には出てこないなので、量刑データベースに頼らざるを得ない。ただ、量刑デー

データベースを見て量刑評議を行うのは、結局前例主義ではないか。(裁判員経験者等)

- 量刑データベースについて、研究者等に公開するなどして、もっといい設計があるのではないかとかを検証する場が必要ではないか。(裁判員経験者等)

5 上訴審の在り方

- 裁判員裁判の判決（特に，死刑判決）については，上訴審でなるべく覆せないようにすべきではないか
- 上訴審も裁判員裁判にすべきではないか

**【裁判員裁判の判決（特に，死刑判決）については，上訴審でなるべく覆せないようにすべきではないか】**

- 第一審の裁判員が苦勞して死刑判決を下したのに，上訴審の裁判官が書類だけ見て，裁判員の判断を覆すのであれば，一体何のための裁判員裁判なのか，非常に疑問が残る。（犯罪被害者等）

**【上訴審も裁判員裁判にすべきではないか】**

- 裁判員裁判の控訴審にも市民が関わることを検討し始めても良い時期なのではないか。（裁判員経験者等）

## 6 犯罪被害者等に対する保護・配慮の在り方

- 公判前整理手続において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか
- 裁判員裁判の公判において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか

### 【公判前整理手続において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか】

- 公判前整理手続に被害者本人又は参加弁護士を、傍聴でもいいので参加させてほしい。公判前整理手続で証拠の提出の有無が決まって、大體裁判の流れが決まってしまうため、被害者に疎外感を感じさせて、司法に対する不信感につながっていくおそれがある。(犯罪被害者等)
- 公判前整理手続が長い。被害者はその間、待つしかない。被害者参加弁護士が検察官から情報収集して被害者にフィードバックするのが筋だとは思いますが、手続の雰囲気は分からないし、個々の検察官の対応によって情報量が左右されてしまう。(犯罪被害者等)
- 裁判まで非常に時間がかかる。公判前整理手続には、被害者が基本的に関われないこともあって、どうなっているのだろうという非常に不安な状態で過ごしていることがある。(犯罪被害者等)
- 被害者にとって必要以上に争点が絞られてしまっていて、被害者が知りたいという希望に反してしまう。争点が絞られる前に具体的な経緯を把握するため、何とか公判前整理手続に関与したい。未確定な議論が被害者に伝わるというリスクは理解できるが、未確定であることを明示することや被害者参加弁護人が慎重に扱うことで解決することもできるのではないか。(犯罪被害者等)

### 【裁判員裁判の公判において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか】

- ビデオリンクを用いた証人尋問を行った後、終わった途端に泣き崩れる被害者もいるという実態が裁判員に伝わらず、被害者が意外と平気に話すと思われてしまうことに違和感がある。(犯罪被害者等)
- 弁護人や裁判員の質問で、立証趣旨から外れたり、明らかに被害者を侮辱するような質問がなされた場合は、裁判官が意識して制限してほしい。(犯罪被害者等)

- 裁判員裁判が連日長時間にわたって行われることは、被害者参加をしたい被害者にとっては精神的・肉体的負担が非常に負担が大きい。場合によっては、学校や職場の関係で、被害者が連日参加することが難しい場合もあると聞いている。また、被告人質問を聞いてから、その内容をもとに意見陳述の内容を付け加えたいと思っても、タイトにスケジュールされている裁判員裁判の中では、日程的に厳しかったり、意見陳述の時間自体が制限されたりする。(犯罪被害者等)
- 被告人が起訴事実を認めている事件で、証人としての出廷が必ずしも必要がないという場合であっても、裁判員に対する分かりやすさやアピールのために証人出廷を求められるということもある。(犯罪被害者等)
- 自分が経験した裁判では、法廷に立つ日は、裁判員は男性はジャケットを着て、女性も少し地味目の服装だった。何でも良いと言われても、気にはしているのかなと思った。(裁判員経験者等)
- 服装について、同じ裁判員の中に、何を着ていいか分からないと言っている人がいた。分かりやすく、何か冊子に書いてあればいいのかなと思った。(裁判員経験者等)
- 服装については、被害者の方の思いを考えると、何らかの形で統一感を持たせる方がよいかもかもしれない。(裁判員経験者等)

#### 【その他】

- 裁判所としても、裁判員に配慮が必要なのだろうということは分かっているが、被害者側になされている配慮を裁判員に対してなされている配慮と比較してしまうと、やはり足りないところがあると感じる。(犯罪被害者等)

## 7 裁判員の守秘義務の在り方

- 守秘義務の範囲について、裁判員等に十分な説明がなされているか
- 守秘義務の範囲を変更する必要があるのではないか

### 【守秘義務の範囲について、裁判員等に十分な説明がなされているか】

- 守秘義務の範囲や内容について、裁判官から丁寧にわかりやすく説明してもらい、十分に理解できた。(裁判員経験者等)
- 評議の秘密に関して、話してよい内容と話していけない内容の区別がわからなかった。具体的にガイドラインのようなものがあればと思う。(裁判員経験者等)
- 守秘義務の説明を受ける際、守秘義務違反の罰則の法定刑が書いてあったことが心理的に負担となった。(裁判員経験者等)
- 裁判員候補者であることの公表禁止規定と守秘義務が世の中では混同されており、裁判員のことは話してはいけないと思われているのではないかと。(裁判員経験者等)

### 【守秘義務の範囲を変更する必要があるのではないか】

- 裁判員の経験を共有するため、守秘義務を緩和するべきである。具体的には、裁判員の自由な討論を損なうことがないように、発言者が特定される事項や事件関係者のプライバシーについては守秘義務の対象とし、他方で、評議の経過や多数決の数、発言者を推知させない意見については、守秘義務の範囲から外すべきである。(裁判員経験者等)
- 裁判員裁判が終わってから、評議室でどんな話をしたのかという質問自体は全くされることがないので、守秘義務を負っていることについて、裁判終了後の日常生活において、不都合を感じることはない。(裁判員経験者等)
- 守秘義務があることについて不都合だとは思っていない。裁判員の安全を守るためにも当然必要なことだと思うし、日常生活の中で負担とも思っていない。(裁判員経験者等)
- 裁判員候補者の名簿に載ったときぐらいは、そのことを言っても良いのではないかと思う。どの裁判を担当するかも分からないので、そこで何か起こることもないと思う。逆に、若い人がSNSで発信することで、裁判員制度に世間の注目が集まり、自分もやってみたいなということにつながるのでは

ないか。(裁判員経験者等)

- 裁判員候補者であることの公表禁止規定は、萎縮効果があったり、候補者を制度から遠ざけるといった弊害を生じさせたりしているのではないか。(裁判員経験者等)

**【その他】**

- 裁判員は、被害者の名前などの秘密は絶対厳守であり、漏れる心配はないと思っていたが、一般の方なのでポロッとしゃべってしまわないかと今は心配している。(犯罪被害者等)

### 8 裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置

- 裁判員等の辞退率の上昇及び出席率の低下の原因をどのように考え、どのような対策をとるべきか
- 裁判員等の負担を軽減するための方策としてはどのようなものがあるか（心理的負担への対応を含む）

#### 【裁判員等の辞退率の上昇及び出席率の低下の原因をどのように考え、どのような対策をとるべきか】

- 会社の規定により、上司は部下が裁判員として裁判に参加することを妨げてはいけないと定められており、参加しやすかった。（裁判員経験者等）
- 会社によっては、裁判員の日当を受領すると給与からその分差し引かれるなどの措置が取られているようであり、参加する意欲をそいでいるのではないか。（裁判員経験者等）
- 裁判員候補者となった際、1年間のうち、特定の時期だけ参加はできないが、その他の時期は参加したい、という要望が受け入れられるシステムがあると参加しやすいのではないか。（裁判員経験者等）
- 選任手続期日と第一回公判までの期間を長くとってもらえると、仕事の引き継ぎなどができて良いと思う。（裁判員経験者等）

#### 【裁判員等の負担を軽減するための方策としてはどのようなものがあるか（心理的負担への対応を含む）】

- 公判中や評議中に、裁判長が適宜休憩を取ったり、気を遣ってくれたため、メンタルヘルスのケアを十分にしてもらったと思う。（裁判員経験者等）
- 裁判所にカウンセリング室を設け、いつでも相談に行ける態勢を整える必要があるのではないか。（裁判員経験者等）
- 守秘義務でも縛られて話せない。体の症状やいろいろな精神症状が出てきても、電話をするとしても、相談窓口にはどんな人がいるかも分からず、どんなことを話せばいいのかも分からない。そのようなシステムは、心のケアとしては不十分だと思う。（裁判員経験者等）
- 裁判員裁判を実施している裁判所に、臨床心理士を配置するべきである。（裁判員経験者等）



- ストレスを感じた際に生じる身体の症状について、予備知識を裁判員に与えてあげると、裁判員として参加する者も楽になるのではないか。(裁判員経験者等)
- 心理的負担に対する取組はしっかりと進めていかなければならないが、それらの取組の土台として、裁判員経験者の思いや具体的な体験が共有されることが重要である。(裁判員経験者等)

**【その他（広報・法教育等）】**

- 裁判員を務めることには、社会に貢献できるなどよい点があるということが、広く認知されるようになれば、辞退する人が減るのではないか。(裁判員経験者等)
- 裁判員裁判についての分かりやすいドラマなどをテレビで放映すれば、予習した上で裁判に参加することができるのではないか。(裁判員経験者等)
- 候補者通知に同封されたDVDは分かりにくかった。(裁判員経験者等)
- 裁判員裁判のことを知って裁判に臨むことができるようにするために、裁判員候補者になった際、人に話を聞いたり、オリエンテーションや模擬評議を経験するといった機会があればよいのではないか。(裁判員経験者等)
- 裁判員事前ガイダンスといったものを行うことも検討するべきではないか。(裁判員経験者等)
- 評議において、被告人が判決を受けた後に生活する場所である刑務所のこと何も知らずに判断をしたことを後悔する期間が長期間あった。裁判員裁判や裁判がどういうものなのか理解しないで参加したことを非常に後悔している。(裁判員経験者等)
- 裁判員裁判終了後、刑務所出所後の元受刑者の生活をフォローする仕組みなどについて、勉強する場があれば、参加したいという人は結構いるのではないか。(裁判員経験者等)
- 裁判員裁判の評議で行うような話合いの経験を余りしていないと、話し合ってくださいと言われても、その力がないと感じた。今の子供たちにも、その点の教育を充実させていくべきではないか。(裁判員経験者等)

## 検討事項

### 1 平成27年改正法により設けられた制度の在り方

- 長期間の審判を要する事件について適切な運用が行われているか
- 災害時における辞退及び呼出しをしない措置の運用は適切に行われているか
- 裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護は適切に行われているか

### 2 対象事件の範囲の在り方

- 性犯罪に係る事件は対象事件から除外すべきではないか
- 否認事件を対象事件に加えるべきではないか

### 3 公判及び公判前整理手続の在り方

- 証拠調べの充実のための運用上の工夫は適切に行われているか
- 公判前整理手続の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか

### 4 評議・評決の在り方

- 評議の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか
- 有罪を言い渡す場合、特に、死刑を言い渡す場合には、評決要件を加重すべきではないか

### 5 上訴審の在り方

- 裁判員裁判の判決（特に、死刑判決）については、上訴審でなるべく覆せないようにすべきではないか
- 上訴審も裁判員裁判にすべきではないか

### 6 犯罪被害者等に対する保護・配慮の在り方

- 公判前整理手続において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか
- 裁判員裁判の公判において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか

### 7 裁判員の守秘義務の在り方

- 守秘義務の範囲について、裁判員等に十分な説明がなされているか
- 守秘義務の範囲を変更する必要があるのではないか

### 8 裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置

- 裁判員等の辞退率の上昇及び出席率の低下の原因をどのように考え、どのような対策をとるべきか
- 裁判員等の負担を軽減するための方策としてはどのようなものがあるか（心理的負担への対応を含む）

## 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律 (平成27年法律第37号)の概要

### ① 非常に長期にわたる事件の対象事件からの除外

- ・ 審判期間が著しく長期又は公判期日が著しく多数で、裁判員の選任等が困難な事案は、裁判官のみで審判を行う。

(第3条の2)

### ② 災害時における辞退事由の追加

- ・ 重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務を行う必要があることを辞退事由として明記。(第16条第8号ホ)

(例) 豪雨で裏山が崩壊し、自宅が崩壊

### ③ 非常災害時における呼出しをしない措置

- ・ 著しく異常かつ激甚な非常災害で交通が途絶するなどした地域に住所を有する裁判員候補者は、呼出しをしないことができることを明記。(第27条の2, 第97条第5項)

(例) 東日本大震災で被害を受けた地域

### ④ 裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護

- ・ 裁判官, 検察官, 被告人, 弁護人は, 裁判員候補者に被害者特定事項(注)を正当な理由なく明らかにしてはならない。  
(第33条の2第1項)
- ・ 裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は, 裁判員等選任手続で知った被害者特定事項を公にしてはならない。  
(第33条の2第3項)

(注) 被害者特定事項とは, 氏名及び住所等被害者を特定させることとなる事項をいう(刑事訴訟法第290条の2)。